(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県が令和3年1月20日に行った新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請(以下「営業時間短縮要請」という。)に応じ、自らが営業する飲食店等について、対象期間中営業時間短縮を行った事業者に対し、予算の範囲内において営業時間短縮要請協力金(延長分)(以下「協力金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付に関する規則(昭和55年串間市規則第4号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 飲食店等 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の許可を受けている飲食店等をいう。
 - (2) 事業者 串間市内において、酒類提供飲食店等にあっては令和3年1月20日以前に食品衛生法に基づく営業許可を受け、かつ、同月22日現在営業をしている(同日現在営業していないことがやむを得ないと市長が認める事業者を含む。)事業者をいう。
 - (3) 対象期間 令和3年1月23日から同年2月7日までの期間をいう。
 - (4) 時間短縮営業 対象期間中の全ての日において、次のいずれかに定めることを 行ったことをいう。
 - ア 営業を午後8時を超えて午前5時までの間に行っていたもの(当該時間帯の一部において営業していたものを含む。)にあっては、営業時間を午前5時から午後8時までの間とし、又は午後8時を超えて午前5時までの間宅配若しくはテイクアウトサービス等のその他店内等で飲食を伴わない営業に切り替え、かつ、酒類の提供を午前5時から午後7時までの間に限っていた(酒類を提供する飲食店等に限る。)こと。
 - イ 営業を午前5時から午後8時までの間に行い、かつ、酒類の提供が午後7時 を超えていたものにあっては、その提供を午前5時から午後7時までの間に 限っていたこと。
 - ウア又はイの規定にかかわらず、休業していたこと。

(協力金の交付対象者)

- 第3条 協力金の交付対象者は、事業者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 営業時間短縮要請に応じた飲食店等を営業する事業者
 - (2) 各関係団体が作成した新型コロナウイルス感染症拡大防止業種別ガイドライン 又は県が作成した新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守してい

る者

- (3) 次のいずれかに該当する者でないもの
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直 接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 法人の役員等がアからカまでのいずれにも該当しない者
- (4) 営業するにあたり必要な許可を取得し、若しくは届出を行っている者
- (5) 宮崎県及び串間市が保有する公簿等を確認することに同意している者 (協力金の額等)
- 第4条 協力金の額は、64万円とする。
- 2 協力金は、店舗ごとに交付するものとする。
- 3 協力金は、精算払にて支払うものとする。 (協力金の申請)
- 第5条 協力金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)交付申請書兼実績報告書兼誓約書(別記様式第1号)、串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)請求書(別記様式第2号)その他必要な書類を添えて、令和3年2月8日から同年3月12日までに、市長に申請しなければならない。ただし、串間市営業時間短縮要請協力金交付要綱(令和3年串間市施行)の規定に基づき添付した書類がこの要綱の規定に基づき添付すべき書類と重複するものにあっては、その添付を省略することができる。

(協力金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受けた場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、協力金交付の可否を決定し、申間市営業時間短縮要請協力金(延長分)交付決定通知書兼交付確定通知書(別記様式第3号)又は申間市営業時間短縮要請協力金(延長分)不交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(協力金の交付)

第7条 市長は、協力金の交付を決定したときは、申請者が指定する振込先口座への振込により協力金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、協力金の

交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により協力金の交付を受けたとき。
- (2) その他規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、協力金の交付を取り消し、協力金の返還を求めるときは、串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)交付決定取消通知書(別記様式第5号)により通知するとともに、串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)返還請求書(別記様式第6号)により返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 協力金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月21日から施行する。 (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)交付申請書兼実績報告書兼誓約書

串間市長 様

商号又は名称

代表者名

印

串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)(以下「協力金」という。)の交付を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

また、本申請書の記載内容は真正であり、かつ、協力金の交付を受けるものとして、下 記のいずれの要件も満たしていることを誓約します。

記

- 1 串間市内に不特定多数の客が利用する施設を有する法人又は個人事業者であること。
- 2 令和3年1月20日の新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく県の要請に応じ、令和3年1月23日から同年2月7日までの間、営業時間短縮要請に沿った営業を行い、又は休業した者であること。
- 3 以下のいずれかに当てはまる者でないこと。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - (4) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的 若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 法人の役員等が上記(1)から(6)のいずれにも該当しないこと。
- 4 営業時間短縮要請の対象となった施設を運営するために必要な許可の取得・届出を行っていること。
- 5 令和3年1月20日以前に営業許可を受け、かつ、同月22日現在営業をしている(同日現在営業していないことがやむを得ないと市長が認めた場合を含む。)こと。

本申請書に記載の事項について、串間市からの調査や報告の依頼があった場合には、真 摯に協力します。また、虚偽の申請等により協力金の交付要件を満たさないことが判明し、 串間市から協力金の返還を命じられた場合は、速やかに返還します。

◇運営する施設の名称等

施設の名称	所在地
1.	
2.	
3.	

◇施設の別、営業時間等について

上記1の施設

キャバレー	□ ナイトクラブ	□ スナック
バー	□ パブ	□ カラオケ店
居酒屋	□ レストラン	□ 料理店
その他()

	営業時間	酒類提供時間	テイクアウトサービス 等の時間
要請期間前	~	~	~
要請期間中	~	~	~

□ 要請期間中全て休業した。

上記2の施設

キャバレー	□ ナイトクラブ	□ スナック
バー	□ パブ	□ カラオケ店
居酒屋	□ レストラン	□ 料理店
その他()

	営業時間		酒類提供時間		テイクアウトサービス
					等の時間
要請期間前	~		~		~
要請期間中	~		~		~
□ 要請期間	引中全て休業した。	0			
上記3の施設	ı X				
□ キャバレ	/—	ロナ	イトクラブ		スナック
ロバー		□ パ	ブ		カラオケ店
□ 居酒屋			ストラン		料理店
□ その他	()
	W W - L H-				テイクアウトサービス
	営業時間		酒類提供時間		等の時間
要請期間前	~		~		~
要請期間中			~		~
□ 要請期間中全で休業した。					
※ 会和 9 台	E9日 97 日 から耳	医善期間	目前までに既に党業時E	担何紹	縮等の取組を行っている場
					営業時間等を記入してくた
	1月7911日1日11] マノ1閑(こ	台木町	可应相守で17月102年	/ (V)	首末時間守る記入してくた
さい。					
◇ 公簿等に	てよる受給資格の	確認 (7	対象を確認の トーロに	手工	ックを入れてください。)
					•
□ 県及び串間市が、協力金の受給資格の有無の確認にあたり、県及び串間市が保有す					
る公簿等を確認することに同意します。					
◇ - は / ドラ /) - の **					
◇ ガイドラインの遵守について(内容を確認の上□にチェックを入れてください。)					
□ ガイドラインの遵守を誓約するとともに、このことについて事業者名等を公表する					
ことに同意いたします。					
本件に関する)				
部署・氏名					
電話番号					
	•				

\\J	E山音類
	串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)交付申請書兼実績報告書兼誓約書
	串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)請求書
	新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート
	請求書記載の振込口座が確認できる書類の写し (通帳のコピー等)
}	※ 銀行、支店(出張所名)、預金種別、口座番号、口座名義(<u>カタカナ部分</u>)がわか
	るようにコピーしてください。
	営業の実態が確認できる書類
	〕 直近1期分の確定申告書又は市県民税申告書の写し
	〕 税務署提出の開業届の写し又は法人設立届の写し(令和3年1月以降に開業した場
	合)
	食品衛生法に基づく営業許可書の写し
	対象期間に時間短縮営業等を行ったことが確認できる店舗等での告知、ポスター類の
<u>F</u>	写真又はホームページの写し等
	店舗の外観及び内観の写真(飲食スペースが確認できるもの)
	その他市長が必要と認める書類

◇相 山 事 粧

- ※ 次の資料は、令和3年1月9日から同月22日までの営業時間短縮要請協力金の申請に おいて既に添付している場合は省略可能です。
 - ・新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート(既に提出した書類と変更がない場合に限ります。)
 - ・請求書記載の振込口座が確認できる書類の写し(既に提出した書類と変更がない場合に限ります。)
 - ・営業の実態が確認できる書類(既に提出した書類と変更がない場合に限ります。)
 - ・食品衛生法に基づく営業許可書の写し(既に提出した営業許可書の有効期限の終了日が令和3年1月23日から同年2月6日までの間となっていない場合に限ります。)
 - ・店舗の外観及び内観の写真(店舗の所在地や内観が変更となっていない場合に限ります。)

年 月 日

串間市長 様

商号又は名称

代表者名

印

串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)請求書

串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)について、下記のとおり請求します。

記

金 円

【振込先口座】

金融機関名	
預金種別	普通・ 当座 ・その他 ()
口座番号	
	(カナ)
口座名義	

- ※ 「金融機関名」の欄には、支店名等まで記入してください。
- ※ 事業所の開設者(交付申請書兼実績報告書兼誓約書提出者・請求者)と異なる法人や個人の口座には原則振り込めません。やむを得ず異なる名義に振込が必要な場合は、ご相談ください。
- ※ 押印する印鑑:銀行印である必要はありませんが、シャチハタ等のスタンプ式の印鑑は 不可です。交付申請書兼実績報告書兼誓約書と同じ印鑑を使用してください。

個人事業者の場合:代表者の個人印を押印(屋号印は不可)

法人の場合:代表者(代表取締役)印

文 書 番 号 日

様

串 間 市 長

串間市営業時間短縮要請協力金 (延長分) 交付決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった申間市営業時間短縮要請協力金(延長分) 交付要綱に基づく申間市営業時間短縮要請協力金(延長分)については、下記のとおり交 付を決定し、及び確定しましたので、同要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額及び交付確定額
- 2 交付決定に付した条件

※協力金交付決定の取消しと返還命令について

次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、 既に協力金の交付があった場合には、その返還並びに補助金等の交付に関する規則第 18 条 に規定する加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により協力金の交付を受けたとき。
- (2) その他同規則又は同要綱の規定に違反したとき。

文 書 番 号 年 月 日

様

串 間 市 長

串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった申間市営業時間短縮要請協力金(延長分) 交付要綱に基づく申間市営業時間短縮要請協力金(延長分)については、下記の理由により不交付となりましたので、同要綱第6条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

文 書 番 号 年 月 日

様

串 間 市 長

串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)交付決定取消通知書

年 月 日付(文書番号)で交付決定をした串間市営業時間短縮要請協力金 (延長分)について交付決定を取り消したので、串間市営業時間短縮要請協力金(延長分) 交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 協力金の交付を取り消した額
- 2 交付決定を取り消した理由等

 文書番号

 年月日

様

串 間 市 長

串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)返還請求書

年 月 日付(文書番号)で交付決定をした串間市営業時間短縮要請協力金 (延長分)について、串間市営業時間短縮要請協力金(延長分)交付要綱第8条第2項の 規定により下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 交付決定の内容
- 2 交付年月日
- 3 既交付額
- 4 請求額(返還額)
- 5 返還を求める理由
- 6 返還期限
- 7 その他